

平成 27 年度第 2 回赤磐市行財政改革審議会会議録

日時：平成 27 年 8 月 24 日（月）午後 1 時 28 分開会 午後 3 時 6 分閉会

場所：赤磐市役所 2 階第 1 会議室

1 開会

事務局： 本日の出席人数は、7 人でございます。 委員、 委員が欠席でございますが、赤磐市行財政改革審議会要綱第 6 条第 2 項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、この会議が成立しましたことを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、市長からひとことごあいさつを申し上げます。

2 市長挨拶

市 長： 皆さん、こんにちは。まだまだ暑い日が続いております。また、夏も終わりに向けて何かと忙しくなりつつある今日ではございますけれども、ご多忙の中、こうして赤磐市の行財政改革審議会に委員の皆さまご出席いただきまして、本当にありがとうございます。この行財政改革につきましては、私が就任してすぐこれは早期に取り掛からねばならないということで、この赤磐市の持てるものを全て出して財政の健全化に向けて取り組みを強めようということで、平成 26 年度から財政健全化アクションプラン、具体的には、現金の収支で 6 億円を 3 年間で削減する。そして経常収支比率を 91% ほどありましたものを 90% 以下にすること、これが 3 年間の命題だということで実施をしまいいりました。

本日その結果、来年度 28 年度がアクションプランの最終年ではございますけれども、これから秋に向けて予算編成していく中で完全に達成をするということ念頭に予算組みをしなければなりません。そうしたところで今日の審議会の方へ中間報告とあるいはこの最終年の見通しをご説明させていただいて、様々なご意見をいただき、これからも改善を目指していきたいと思っております。その後には第 3 次の行財政改革のマスタープランを皆さんにご審議いただいて基本的な方針を定め、今度はその方針に従って肉をつけていく、こういう作業に移行していくための今日は重要な会議ということでございます。皆様方のご経験、見識をもってしっかりとした議論をいただき、赤磐市の将来の足腰の強い財政基盤を築いていく、その一助にさせていただきたいという風に思っておりますので、どうかよろしくお願いを申しあげまして、私のご挨拶にさせていただきます。今日はよろしくお願います。ありがとうございます。

事務局： ありがとうございます。以後、進行につきましては、会長にお預けします。よろしくお願いたします。

議長： それでは議事進行をさせていただきますが、その前に8月6日に県知事にこれからの公共事業についての答申をさせていただきました。その時の前提条件が、これからはとにかく人口減少ということを前提にして物事を考えましょうということでした。今までの計画というのはハードを作りますと、10年20年30年先の計画なんですね。ところが、30年先にそこに本当に人はいるのだろうか。ハードができたときにはその村には全く人がいない、ところがハードは完成しました、そういうことになりかねません。だからハードの期間と必要度を考えて、人口が減少するという前提でハードもこれから見直していかなければいけませんという話を知事としていました。前回は話をしたかもしれませんが、瀬戸内海の島には石がとれるところがあります。その石というのは、大阪城を築いた石だとかで広く使われておりました。島ですから非常に道がくねくねして非常に狭いので、石を切って港に出すというのは大変な作業らしかったんですね。そこで県が道を作りましょうと言って立派な道ができたのですが、できた途端に中国から石がどんどん入ってくるようになりまして、その島の石はそれからストップしているんですね。道はできました、港も良い港ができました、しかし一度も使ったことがないと、そういうことになっているんです。そういうことはこれからも人口減少の中では起こってくる。結局やったけれども何の効果も出さない形で終わってしまう、そういうことがこれから起こってくると思います。したがって今までの、20年先30年先の計画というものを人口減少ということを前提にして、少し見直す必要があるのではないのでしょうかという話をさせていただいて、知事もなるほどということで、事務局は現在の人口をもって考えていますね。現在の人口ではじいておりますから非常に楽観的な数字が出てきています。ですが20年先にそこに本当に人はいるのですかと、いうことを考えたときに、そこに本当に道を作る必要があるのですかと、そういう問題がこれから先出てくると思います。したがって、今まである色々な計画を人口が減少するという視点でもう一度見直してみて、必要なのは今必要なんですね、今必要だけど20年先は必要でなくなるということがあり得るわけです。したがって公共事業にしても他の事業にしてもスピード感を持って今必要だから今実現する。スピード感が必要なんだと思います。

そういうことで、色々な事業を見直す時に人口減少を想定してどこまで想定するかということが問題ですけれども、それを想定して物事を考えていかなければいけないのではないかと、いうことを切実に感じておりますので、行財政改革をやる上においてもそういうことを加味していただきたいと思っております。

議事に入りたいと思います。会議運営規定によりまして、会議録の署名を2名お願いすることとなります。委員名簿の順に従って、委員、委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

3 協議内容

(1) 財政健全化アクションプラン実績(平成26年度決算)

議長： それでは本日予定されております議題を進めていきたいと思いますが、本日は具体的な内容といたしましては3項目挙がっておりますので、順次進めてまいります。まず、平成26年度決算の財政健全化アクションプランの実績をお願いいたします。

事務局： 資料は1ページから6ページになります。財政健全化アクションプランにつきましては平成26年2月に策定し、確実な実施を目指して進めているところです。7月に担当課とヒアリングを行いまして、進捗状況を取りまとめたものがこの表となっております。各事業の上段が計画年度の効果額、下段が平成26年度実績額、平成27年度以降の見込額となります。また、中央にあります、実施開始年度に変更があるものは下段に記入しております。緑色が計画に対して効果にプラスが生じたもの、黄色が計画に対して効果にマイナスが生じたものとなっております。何も付いていない項目は、当初の予定どおりということでご理解いただければと思います。

変更のものとしましては、左の項目番号でいいますと、項目8「ごみ集積車の広告事業の実施」についてですが、ごみ集積車は市の所有も少なく、委託も検討しており、中止になっております。次に、項目11「未利用財産の活用」につきましては、計画より前倒しで実施しております。2ページ目になりまして、項目23「行政事務連絡業務委託料の見直し」は、行政の各種施策について、地域住民に対して効率的な伝達を図るため行政事務連絡事務を区・町内会に委託する委託料でして、これにつきましては連携の在り方を根本的に見直すべく、調査・研究し、額や手続き手法も検討することとし、自治連合会・区長・町内会との十分協議を重ねることとなり、延期となっております。3ページになりまして、項目38「乳幼児健診事業の見直し」、項目39「定期視察の廃止」は計画より前倒しの実施としております。次に、項目49、図書の本の購入であります「図書館図書の見直し」は、教育の充実進行、重点項目として27年度まで継続とし、平成28年から実施開始となっております。次に、項目51「消防団車両の見直し」は、引き続き検討しており、平成28年度実施開始としております。

4ページ、項目60「敬老会補助金の見直し」は、1年の延長、現在、自治連合会会議に減額を依頼しており、来年1月開催の区長町内会長会議で説明を予定しております。次に、項目71「周匝土地改良区助成金の見直し」は、平成26年12月議会に、助成金の存続に関する請願が提出され採択されたため、助成金の減額は延期となっております。次に、項目72「合併浄化槽補助金の見直し」は、調整が長引いており、平成28年度開始となっております。5ページなりま

して、項目75「赤坂地域公立保育園の統合」は、開園が1年遅れるということで、実施開始年度が平成29年度となっております。次に、項目77「山方農村広場の見直し」、項目78「石農村広場の見直し」は、地元と協議を行いましたが、地元移譲は出来ませんでした。引き続き平成27年度から指定管理となっております。ただし、指定管理料は減額となっております。なお、地元移譲が出来ないことから「取組項目」の「地元移譲」の記載を取り消し線で消しております。項目79「吉井ライスセンターの見直し」は、平成27年度以降の指定管理料の見直しについて協議を行いましたが、現状維持となり延期となっております。次に、項目80「仁堀下請共同作業所の改善」は、仁堀下請共同作業所組合が指定管理者ですが、調整を図るものの作業所利用者がいないため、平成28年度に延期するものとなっております。次に、項目85「図書館の指定管理」は、赤磐市図書館協議会の協議の結果、3年間は直営を継続すると結論がでたため、延期となっております。次に、項目87「吉井B&G海洋センターの指定管理」は、指定管理の公募が1年延長となったため、開始時期を1年延長としております。なお、施設使用料は、今年度から改正しております。

以上、変更等のありました取組事業を中心に説明させていただきました。6ページの中ほどの「計」の効果額を見ていただき、上段の編みかけが計画額、下段が実績見込額を年度ごとに集計しております。事務局からは以上です。

議長： 最後のところ、数字で具体的に説明してください。

事務局： 失礼しました。6ページになりますが、こちらの効果額の真ん中から平成26年、27年、28年とありまして、平成26年の計は予定では2億8163万円で、実績では4億3064万2千円となっております。以下のように27年、28年となりまして、今の見込みでは計画通り順調に推移していると思っております。

議長： 平成28年が減額6億9千万円という意味ですか。

事務局： そのとおりです。

議長： 目標年次、6億というのはいつでしたかね。

事務局： 平成28年度の末時点です。

議長： ということは、6億が6億9千万円ということで、かなり成果が出ているという報告ですが、今の報告で何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員： 比較してというのはいつと比較して6億9千ということですか。

事務局： 平成23年度と比較してということでございます。

委員： 3ページの53番、財政課の項目で「その他事務事業の見直し」というのがありまして、1500万と3000万が0になっているのですが、財政課の目標と言えばできるので一応数字をはずしたのではないかと思いました。財政課の事務事業の見直しというのは、各課がやるだけでなく、財政部局がある程度リーダ

ーシップをとるというのもあるので、やはり担当課は自分のところの事業は消したくないというのが公務員の常なので、金額の目標を達成しないといけないというものなので、そういう視点で取り組んでいただきたいと思います。

議長： その他の事務事業の見直しが27、28年度0というのは、どういう意味ですか。

事務局： 委員さんが言われたように、目標ができたから金額をはずしたものです。実際問題としましては、平成27年度、94項目以外の項目として効果額が挙がってきているものもございます。それは平成27年度の決算ができた時点ではそれをお示しするという格好でさせていただければと思っております。まだ目標が達成できていなければここに金額を入れながら進めておったのですが、集計した結果達成できたので、はずさせていただいたということです。

委員： 金額がなくても良いと思うのですが、常に財政課は行革というのは日常茶飯事のことなので、常にその姿勢で取り組んでいただきたい。

事務局： わかりました。ありがとうございました。

議長： 担当部署として、所轄としては6億円という目標が達成できるということで、自己評価はどうですか。もっとできるはずなのか、これであまくいったと思われるのか、自己評価を聞きたい。

事務局： 自己評価については、計画自体は順調にいらっていると思いますけど、更なる方向でやっていきたいという風に思っております。

議長： なぜ聞いているかと言うと、肝心なところが延期になったり、話がつかなかったとか、そういうところがある中で目標だけは達成しているという感じで、中身をちょこちょこ見るともう少し頑張る必要があるのではないかという気がして、自己評価を尋ねました。補助金の見直しなど、必ずしも円滑に進んでいないように私には見えているのですが。

今、委員が言われたように、ここで良いということではなくて、常に毎日の日常業務の中で見直しをしていくという作業ですので、この目標数字が達成したから良かったというようにあまり考えられすぎない方が良いんじゃないかと思っておりますので、どうぞ更に更に努力を重ねてってもらいたいと思っております。

それでは実績としては、一応の目標を達成されておりますので、よく頑張られたということにしたいと思います。

(2) 第2次行財政改革大綱実施計画の進捗状況(平成26年度末)

議長： それでは次の議題として、第2次行財政改革大綱実施計画の平成26年度末現在の進捗状況について事務局の方から説明をお願いします。

事務局： それでは、第2次行財政改革大綱実施計画の進捗状況について、説明させていただきます。資料は、7ページから16ページまでの第2次行財政改革大綱実施

計画の進捗状況を平成26年度末でまとめたものでございます。実施計画につきましては大綱に定めている7つの主要施策を実施するための実施項目を定めて、各担当所属が取り組みを実施しているところです。期間は平成22年度から平成26年度でありまして、進捗状況を、報告させていただくものです。

各実施項目を評価いたしまして、その達成度からSからDの達成度を付けさせていただいております。Aにつきましては概ね目標どおりの達成、Bにつきましては目標に向けて取り組みは実施しましたが成果が出ていないものです。目標に向けて取り組むことができなかったCの事業、中止等のDの事業につきまして説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

項目12の契約事務の一元化でございます。契約事務の一元化につきましては、公共工事に係る契約事務の窓口を一元化することで落札者への対応を効率的に行うという項目です。これにつきましては、平成23年度までに契約手続きを行う部署の設置を検討するという目標です。現在でも各事業所管の課が契約事務手続きを実施しているということで一元化には対応できていません。そういった理由から評価はCとしております。

次に、11ページをご覧ください。項目40の地理情報システムの導入でございますが、国のシステムの導入が中止になり導入を断念しましたので評価をDとしております。

次に、14ページをご覧ください。

項目59の市内の体育施設使用料についてでございます。平成24年度までに調整を完了し、平成25年度に改定を行うというものでありました。これにつきましては、平成26年4月から山陽ふれあい公園の指定管理者制度の導入、吉井B&G海洋センターも指定管理の方向に持っていくこと優先しておりまして、使用料の変更の必要性を検討中であり作業が遅れています。山陽ふれあい公園、吉井B&G海洋センター以外の体育施設の使用料もありますが、そういった理由で作業が遅れているため、評価をCとしております。

次に、15ページの項目60と項目62「公の施設の見直し」につきましては、次回の審議会において、平成20年度の審議会から提言がなされた189施設について報告させていただきます。

最後になりますが10ページをご覧ください。

項目75の消防の広域化です。岡山県の市町村の消防の広域化推進計画により、消防の広域化の実現について、広域化の必要性等を検証し、今後の消防体制の整備及び確立を検討するというものでした。

消防広域化検討委員会で消防広域化推進計画に基づきまして、岡山県で1つの消防組織を推進しておりますが、平成24年度までには結論が出ておりません。

検討委員会の設置は平成24年度までを期限としておりましたが、平成30年度まで延長をされました。今後も検討継続ということで、評価をCとしております。

以上、簡単ではございますが、計画に盛り込まれております各項目の進捗状況CとDの評価のものについてご説明させていただきました。

議長： あまりにも中身がわからないので、1項目ずつもう少し説明していただかないとおそらく委員の方はなんのことがよく分からないと思います。

8ページの12がCですね。それについてもう少し説明して皆さんのご意見をいただきたいと思います。

事務局： 契約事務の一元化につきましては、公共工事に係る契約事務の窓口を一元化するということで対応する項目でしたが、これにつきましては現在でも各事業の所管の課が契約事務の手続きを実施しておりまして、一元化では対応しておりませんので、今回のこの評定ではCとさせていただきます。

議長： その理由というか、どうして出来なかったのかを説明してもらわないと審議にならないので、どういう経過でこの項目を挙げていたのに、これに賛同できなかったのか、問題点、課題があるのだらうと思います。

事務局： 先程の契約事務の一元化でございますが、入札につきましては、現在、管財課が一本でやっております。ただ個々の契約につきましては、人間的なものもありますので、現在はそれぞれ担当課で契約をしていただいております。

議長： 一本化するという方針ですから、これが無理なのか、やらないのかやるのか、そのためにはこういう問題がありますとか、ただCですというだけでは審議になりません。では、このまま一元化というのは諦めるのですか。

事務局： 一元化というのは諦めるというわけではないですが、問題点等もあり、人員等の都合もありますので、今現在では対応できていないというのが現状でございます。

議長： 何か皆さんご意見ございませんか。

今後とも一元化に向けて努力するということですか。

事務局： はい。そのように努力します。

議長： それではそのようにお願いしたいと思います。

では次のDの40について、説明をお願いいたします。

事務局： 40につきましては、国の方の情報システムを導入するという話があったんですけども、事業仕分の関係でこのシステム自体の導入が中止となったことによって、赤磐市でも行おうとしたことを中止としたということでございます。

議長： これはどこに問題があって、中止になったのですか。

事務局： その当時はテレビでよく行っておられました国の事業仕分において、このシステムの導入開発、国のシステムの開発が止まってしまったということで、そのシ

システムを利用し赤磐市も地図情報の一元化を行っていかうという話でしたが、元となるシステムがなくなったので赤磐市独自でシステムを開発するという事は難しく、断念したというものでございます。

議長： それはよくわかりました。

では次は59ですね。使用料の変更の必要性を検討中であり作業が遅れているとは、どういう意味で遅れているのですか。

事務局： これにつきましては、ふれあい公園や吉井B&G海洋センターの関係になってくるのですが、先に指定管理者制度をもって行って、その後から料金等の変更を検討することで遅れているということです。

議長： 今の実態はどうなっているのですか。指定管理になっているのですか。

事務局： 指定管理については、平成26年4月から山陽ふれあい公園は制度を導入しております。吉井B&G海洋センターにつきましては来年を目標に今準備を進めているところでございます。

議長： 指定管理の時に使用料も検討するということですか。

事務局： 先に指定管理を行って、その後に検討するということです。それと、吉井B&G海洋センターにつきましては、使用料の変更等は行っております。

市長： 少し補足いたします。59番の体育施設ですけれど、市内の体育施設について全ての施設の利用料について、昨年度、見直しを行いました。市内の各施設に利用料に若干の格差がありまして公平性を見地からある程度これを均一なものにしようということで、料金の見直しを行い、且つ料金の若干の値上げをさせていただきました。

その中で特に吉井B&G海洋センターにつきましては、非常に不便な場所に立地しているというところで、その施設が他の施設と同率の料金体系では、利用者が逃げていってしまうのではないかとということで、利用料金について新料金を運用して、利用者の動向を観察してみる必要があるというところで、もし料金の値上げが理由で利用者が目に見えて減っていくという現象が起これば、料金は再度見直しをしないといけない、そういうことからこの指定管理について利用料金すなわち収入がどうなるかわからない、不安定な状態での指定管理は応募してくる方々に対して非常に経営的に不安定を招くということで、利用料金を値上げしたことが利用客にどれだけ影響するかを半年かけて観察いたしました。そうしたことで指定管理に移行することが1年間あとなったということでCになっておりまして、現状を言いますと利用者数につきましては大きな変化は確認できなかったので利用料金の値上げが利用者数の変化に大きな影響は与えていないという判断を基に、今年度中にこの海洋センターについて指定管理に移行するという方向で検討を今進めていっているということです。そういったことで時期がずれたという評価がこのC評価に繋がっているということでございます。

議 長： はい。よくわかりました。指定管理をする前に料金を決めていないとそれは業者としては困るようですから。よく順序が理解できなかったものですから、質問させていただきます。

それでは最後の75をもう少し説明してください。県下で1つの消防組織を推進するとは、1つに推進するという動きが今まであったのですか。

事務局： 当時そういう話がありまして、平成24年度に決定するという事になっていたのですけれど、その結論が出ないということで、それがそのまま平成30年度までに延長されたということで現在も検討継続中ということになっております。

議 長： 県での一元化するという事はどうなっているのですか。その話は継続されているのか、不可能ということでやめているのですか。

事務局： そのまま継続しているのですけれど、現実には話自体は止まっているということになっております。

議 長： 平成30年4月1日まで延長されると書いてあるのですが、そういう方向なのですよ。

事務局： その都度延長という形になっていきますので、今後どうなるかというのは明確な回答はできません。

議 長： 県の動きがはっきりしないと、赤磐市も結論が出ないということだろうと思えますから、そういうことでCということでございます。

以上で一応の理解はできましたが、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

委 員： 13ページの53番ですか。B評価のところなのですが、家賃収入の収納率がずっと80%台が続いているんです。滞納つまり2割回収できていないのですよね。これの累積額といったらどれくらいになるのですかね。これそのまま放っておいて大丈夫かなという気がするのですが。

目標額の95%も低いような気がするのですけどね。これだけ貸し倒れしていたら、企業だったら成り立たないと思います。

議 長： 担当者の方はこれに対してどうですか。対策としては、どういう対策をしておられるのですか。

執行部： まず、滞納がある場合には督促等を出します。それから臨戸訪問等を行うようにしております。なおかつできない場合につきましては退去等の最終的な手段をとって参りますが、今はそこまでは至っておりません。今年度から家賃収入の徴収員を募集して職員プラスで徴収に向けて頑張っていこうと思っております。

委 員： 過去の分はどうされるのですか。

執行部： それは徴収するように行っております。

議 長： 何年まで有効なのですか。5年より前は無効になるとか。

執行部： それはございません。

市長： 補足の意味を含めて私の方からお答えさせていただきます。市営住宅の家賃収入は本当に深刻な問題であるということは間違いありません。もう少し言いますと、この10年間で滞納額が2.5倍に膨れ上がっている。10年前には2700万程であったのが、今は6900万の滞納額になっていることが赤磐市の現状です。これは赤磐市に限らず公営住宅に他の自治体でも起こっている現象でありますけれど、どうにか回収しないと公営住宅の経営というのは破綻します。このペースで増えていくとやがて1億とかいうことになるのはみえていますので、甘い対応ではいけないと思っております。そのために公営住宅の責務から考えますと、安価で良質な住宅を提供するという責務がございますが、やはり家賃についてはしっかりと支払っていただかないといけません。また居住権とかそういう権利が発生しております、なかなか法的な手段に訴えることができないということが現実には起こっております。そしてこれを克服するためには、徴収の頻度を上げるだけでは滞納整理は可能になりませんので、退去等を含めて厳しい対応をするために、法律の専門家等も交えて体制を整えて厳しい対応をできるだけ速やかにそういう対応を進めて、増え続けているこの状況を改善しないといけないというのが私の思いです。法律の専門家を交えてしっかりと対応策を練っていかうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員： ちなみに県営住宅については、何%でしょうか。

議長： 市長さんのお答えで十分わかるのですが、過去の対策としてどういうことをとっておられるのですか。滞納者に対してこういうことをやってきたということをご披露いただきたい。

執行部： 督促、臨戸訪問、呼び出し、退去の話等もやっております。それから、保証人の方にも督促を送るということは手続的にやっております。

議長： 入居時の問題じゃないのですか。途中から払えなくなった人と、入口の問題というか、県営と比較したときにもっと原因がはっきり出てくるのではないのでしょうか。原因が分からないと対策は出てこないで、入るときはしっかりお金を持っていたけど、途中からお金がなくなって払えない、あるいは最初から払えないとか、入口に問題があるのか、途中で問題があるのか、内容がどうなのかなど詳細に調べていただいて有効な対策を考えていただきたいと思います。一つの今言われたやり方だけでなく、他にも考え方があると思います。ある場合については補助金が出て、そこから払っていただくとか、ないものから払ってというのは無理ですからね。そういう人には生活の補助金が出て、その補助金から家賃を払ってくださいと、そういう制度作りも方法論としてはあるのではないですか。ないものから取るというのは不可能な話で、死んでしまえみたいなものですから、そうではなくて、ないものはないなりの理由があって、それについて何かの補助金を設定して、そこから取っていく。そういう迂回みたいな方法論もないことは

ないのではないのでしょうか。原因によって対策も違って良いのでは。払え払えばかりではないものははらえないのですから。原因をしっかりと分析していただいて、有効な対策をとることが必要であると思います。

80%とはあまりにも低すぎる問題で、目標値が95%ですからね。

執行部： 対策の方も検討して参りたいと思います。

議長： その他何かご意見ございませんか。

委員： 民間委託の推進のことですが、指定管理とか民間委託する場合でも、高齢者とか女性の活用とか結構言われているので、例えば委託する場合に業者の方も高齢者や女性を活用すると一般的には安くできるはずなので、そういうことも考えられないのかなと思います。

それから16番、保育園運営の見直しがあるのですが、これはAとなっているのですが、ここで定員の適正化だとか施設の統合とか、幼稚園と保育園の連携を含めて見直しと書かれているんですけど、この保育園については例えば0歳児だったら3人に1人は保育士がいるとか、かなり国の条件が厳しいんですけど、保育支援員というような制度も国のようであると考えているようなので、例えば1人定員オーバーしたから30分かかるところの保育園へ行けというのではなくて、もう少し柔軟なシステムにできないかなと。毎年申込みがあると思うので、申込みが出た時点である程度ニーズに柔軟に対応できる方策が考えられないかなという気がします。

それから19番と22番、定員管理のことなんですけど、これから行政というのは職務によっては正職員でなくてもできる仕事はいくらでもあるのではないかと。詳しいことは知らないのですが、現に公民館なんかは民間の例えば高齢者の方だとか嘱託や臨時などで雇っておられるというのを聞いたことがあるんですけども、働く場所の確保にも繋がりますし、行政のスリム化にも繋がりますし、ざっとで恐縮なんですけど、職員だと一人頭平均で650万円くらいコストがかかると思うんですけど、例えば女性とか高齢者、アクティブシニアの方等を雇うと、月に10万でも払うと十分正社員並みの仕事をしてもらえるとということになると120万、だいたい一人頭500万円の節約になるので。おそらくサービスも市役所の職員がされるのと比べて遜色はないのではないかと思います。

それからもう1点、22番ですが、今、公民館等で民間の方、嘱託職員等で採用されているが、正確かどうかわかりませんが、平日の勤務時間外、土日、悪く言うと職員の勤務時間外は外の人を使おうかという発想が行政自体が主体となった発想で、行政のスリム化という問題ではないのではないかと。昼間も使えばいいわけで、職員が出させられないようなところを外の者を安く使おうと思われまますので職員の都合ではなくて、この辺を職員でなくても一般の高齢者や女性の方などを使って十分対応できる事務がおそらく1割くらいはあるのではないかと

う気がしますので、一人頭500万程節約できると。例えば10人、20人やめたら15人採用するとか、10年くらいかけて仕事の切り替え、僕はこれを民活だと思っているのですけれども、そういうことを検討していただければ。例えば全体で50人減っても2億5000万毎年人件費が助かるわけなので、非常に大きな行革となる。行革の視点だけではなくて民間人の活用という面からも検討できないかなと思います。

それから、21番の職員の適正配置のことですけど、女性の登用と書かれているのですが、これはどこでも思っていることで女性も優秀になっているので良いと思うのですが、これをやる時に考えていただきたいのが、若い時から男性並みというか責任ある仕事をさせていただいて、もちろん男性も一緒なんですけど育てていただく。昔はむりやり女性を登用したことがあって、就職してから20年間事務補助しかしてこなかった人をいきなり課長にするという、本人も大変で悩んでしまうので、女性の登用については若い時からしっかりと育てるという視点でやっていただきたいという風に思います。

それから25番の人事評価システムの確立ですが、人事評価というのは100点満点の制度というのではないと思いますけれども、極力努力だけでなくて努力が報われるような制度を考えていただきたいと思います。

それから10ページの34番、協働のまちづくり塾を開催してリーダーの育成に力を入れたと書かれているんですが、これは非常に良いことだと思うんですが、リーダーの育成で大抵の所がやっておられるのが、いわゆる一般的なリーダーの資質を養うというような研修会などが多いと思うのですが、これからは支えあいの社会とか協働の社会とか市民参画というのが重要となってくると思いますので、リーダーの育成というのが具体的な協働事業に合わせたリーダー育成、例えば福祉の支え合いシステムを実施するためのリーダー、スポーツ振興をするリーダーとか、目指すものにあったような目的意識を持ったリーダー育成を行ってもらえたら実行しやすいのではないかと思います。

長くなりましたが以上です。

議長： ありがとうございます。私も最後の所は共感するところをお願いしようと思っていたのですが、地元で目的別のNPOを立ち上げることを出来るだけ市が要請される方が良いと思います。市としてこういう仕事をやって欲しいから、地元でこういうNPOを作ってくださいと。そうすると民間委託するよりもずっと安く済みますし、地元の女性、高齢者はそれを活用できます。そして仕事をつくってあげることになると生きがいにもなりますから、いきなり民間委託という形で業者をお願いするという形ではなくて、委員が言われたように地元で目的別のNPOを作っていただくと、地元にお金が入ってきますし、地元の人の人材活用、

活性化にもなりますから、ぜひ地元でNPOを立ち上げる要請をされて、そしてそこにリーダーがおられてという形を作るが一番良いのではないかと思います。

そして9番目に民間委託の推進という項目がありますけれども、NPOももちろん民間なのですが、NPOを出来るだけ地元で要請していただきたいと思うし、県が婚活を推進するというので、地元でNPOを作っていただく、婚活をお世話していただけるようなNPOを立ち上げて県と市とお互いに活用し合うような組織作りをしていただくと、いきなり民間におとすとビジネスとして考える問題ではないと思っておりますから、NPOとか地元の協力のもとにそういった組織作りをしていただくとありがたいという風に思っております。

そんな形でぜひ地元で高齢者、女性のための組織作りをしていただいて市との関係を非常に密にさせていただきたいと思っております。そして、協働のまちづくりをより推進していただきたいと思っております。

他に何かご意見ご質問ございませんでしょうか。地元の方これを見られてご意見ございませんでしょうか。

一番難しいのは先ほども言われたように25の人事評価です。一般的に言うのですが人事評価ほど難しいものはないのですが、どういう取り組みを市としてはやっておられるのですか。

執行部： 人事評価につきましては公務員法の改正になりまして平成28年から実際に取り組むということで国の方からも指導をいただいております。

市の方では今までは試行を重ねて、5年程前から人事評価システムの導入ということで評価の精度のアップ等もさせていただいております。先ほどご意見いただいた関係で、当然業績評価だけでなく能力評価というか取り組み姿勢、積極性そのあたりも当然評価をするということで今年も何回か研修を行いまして、全職員で取り組むという方向で進めております。

委員： だいたい職員というのは、民間でも行政でも一緒だと思いますが、人は大したことではないと思ったことでも、自分が頑張ったことを見てくれている人がいる、しかも適正に自分の地道な努力を認めてくれている人がいるということは非常に励みになることなので、単なる研修したから優秀になるというわけではなくて、意識改革が一番だとずっと思っているのですが、やっぱり頑張ったら見てくれている人がいたと、そういう風なところを分かってあげられる、本当はそのようなことに対して人事で考慮されたり給料面でも考慮されたりということが伴うべきだと思います。あまり無茶はできないと思いますが。その人の能力が30点の人でも50点の仕事をしたら、その人は丸をつけてあげる。僕の今までいたところは能力1/3、努力2/3で30点の能力の人が40点の仕事をしたらその人は丸をつけてあげてボーナスを増やしてあげるとか、80点の能力のある人が70点の仕事をしたらその人はカットするとか。ということで、能力だけでやると、

能力のない人は毎年毎年ペケがつくので、やる気を失うということがあります。非常にナイーブな問題なので、皆さんで実態も踏まえながら研究していただけたらと思います。

議長： ありがとうございます。本当にこれは難しい問題です。業者や国がこのとおりやれといってもロクなものになりません。だから評価の仕方は自分たちで考えるものです。評価のための評価になってしまうのです。おそらく時間を費やすだけの形で結果的には何も生まれないということになって、評価されたことに対して皆が賛成するのではなくて批判する、そしてそれが生きてこないというのが大体の問題です。何を評価するかということが大切だと思います。どういう資質を赤磐ではこういう人材になってほしい、こういう人に対しては評価するというように。普通のレベルの部分の評価する必要はないので、突出した部分の評価することが必要だと思います。私も行政の人とお付き合いして、一様に前例主義ですね。クリエイティブな仕事というのは非常に不得意ですね。過去にやったかやらないか過去のことを引きずって必ず話しをされますね。だけどこれからの時代というのは変化の時代で今までに経験したことのないようなことが起こる社会ですから、クリエイティブな仕事に対して評価する、過去のことを引きずらなくて新しい発想を評価してあげる。どことも同じような発想ではなくて、赤磐でしか発想しないような新しいものについて評価するということがないと、これからの行政はやっていけないと思います。平均的に処理するというのは誰でもできるし、それをしてもらわなければ困るわけです。処理するよりも新しいものをつくるという能力を評価するようにならないと、新しいことにチャレンジするという勇気が出てこないと思います。市町村をはじめ、幹部でどういう人間になってほしいとか、こういう人間を理想とするという理想像を描いて、それを評価するシステムをつくるということをししないと、平均的な人間になってしまいます。新しいことをするとリスクがありますから、それはやらない、今までどおりのことをやっておけば無難だと。行政の人は責任回避が一番ですから、そうすると新しいことを言おうとしないしやろうとしない。そういう体質をもっておられますから、そういう体質を打破して新しいことにチャレンジする、そういうことに高い評価をしていく。何を評価するかをしっかりと考えていただいて、100点満点の評価なんてありませんから、赤磐でしか通用しなくていいですから、そういう評価システムを作ることです。全国からやってくる分厚いものに点をつけるなど無駄なことはせずに市独自のものを作られることだと思います。参考にしていただければと思います。

(3) 第3次行財政改革大綱の基本理念と基本方針

議長： それでは次の「第3次行財政改革大綱の基本理念と基本方針」についてお伺いいたします。

事務局： 大綱の基本理念と基本方針についてご説明させていただきます。

資料は、17ページとなります。イメージ図ともいいたし、関係図が23ページに有りますので、併せてご覧いただけたらと思います。

赤磐市の目指す将来像は、人も街も輝いて魅力的な「人“いきいき”まち“きらり”」街に人が集まり、地域が活性化する「活力ある、住みたい、赤磐市」赤磐市総合計画そのものが赤磐市の目指す将来像でございます。赤磐市の最上位計画であります赤磐市総合計画の実現をサポートするために、政策経費に充てる一般財源を確保しながらも、収支均衡が図られた財政構造を構築していく必要があります。枠に記載しておりますとおり、総合計画の実現を支えるために、行財政改革大綱の基本理念は、「まちの発展を支える足腰の強い財政基盤を築く改革」と考えております。推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間となります。

ページをはぐっていただきまして、18ページになります。目標とする指標と数値は、第1回審議会でご説明のとおり平成32年度普通会計決算において経常収支比率85%以下とするものです。

ページをはぐっていただきまして、19ページになります。行財政改革の目的は、経費削減ではなく、仕事の生産性を上げることです。要はサービスの水準を下げないで、それにかかる費用を出来るだけ少なくすることで、違う言い方をすると、地方自治法の「最小の経費で最大の効果をあげる」ということとなります。

わが街の、行財政改革の基本方針は、「まちを経営する」です。どのようなことかと申しますと、これまでのように画一的な行政運営ではなく、それぞれのまちにあった行政経営が必要です。民間の優れた手法を積極的に取り入れるなど、仕組みを変えていき、古い体質による前動続行からの脱却や既得権の見直しを行っていきます。その結果、市民目線に立ったサービスを提供し、まちづくりによる市民満足度が向上するように、成果に重点を置いた行政活動を行っていくこと、そのためにまちの発展を支えていくための、足腰の強い財政基盤を築くこと、それが経営するということなのです。

「まちを経営する」ために支える3つの柱、主要施策を掲げております。1「ひと」「組織」を育てる、2「事業」「仕組み」を見直す、3「施設」「負担」を見直すと考えています。

次に、主要施策についてご説明いたします。主要施策1「ひと」「組織」を育てるは、資料は20ページからになります。重点項目は2つ。職員・市民の意識改革、組織力の育成・強化。詳細につきましては記載のとおりです。主なもの

のといたしまして、職員力向上へ向けた意識改革のための研修、スキルアップ研修など職員力向上に努めます。職員の意欲や能力を最大限に引き出す管理に努めます。合理的な組織・機構の編成、課を超えた連携を検討します。再任用・任期付・嘱託・臨時職員の採用など、組織や配置を総合的に見極めます。

施設管理や事務事業全般を、必ずしも公務員で行わなければならないというわけではなく、官民の連携、民間委託等の推進、地域協働など、多様な形態を活用するところにより、業務を見直したうえで、適切な定員管理を行います。

本庁・支所業務の重複を避け、業務の本庁集約を進めます。市は行政の透明性の確保に努め、市民には市の状況を十分に理解する必要があります。職員と市民の対話を大切にし、信頼関係を築くとともに、協働の組織作り、まちづくりを推進します。などです。

次に、主要施策2「事業」「仕組み」を見直すは、資料2 1ページからになります。重点項目は、2つ。全事業の総点検、事業目的の明確化です。詳細につきましては記載のとおりで、主なものといたしまして、各部の政策推進の権限や責任を強化いたします。予算事業ベースの目標設定と総合計画の関連性を明確にいたします。国・県の補助金の更なる活用を検討し、歳入を確保いたします。特に、合併算定替終了に伴う交付税減額について、他の自治体と連携し、制度の適正な見直しを、継続して国に要望いたします。新たに歳入の見込めるものは積極的に推進いたします。各事業の受益者負担の適正化に努めます。事務事業の選択と集中により、限られた財源を有効活用いたします。

スクラップ&ビルドによる事務事業の見直しを行い、事務量を削減いたします。効果の薄れた補助金の廃止を行います。事務評価方式においてP D C Aサイクルの確立。業務改善によるインセンティブを高めます。

主要施策3「施設」「負担」を見直すは、資料2 2ページからです。重点項目は2つ。集約と総量の削減、適正な受益者負担です。詳細につきましては記載のとおりでございます。主なものといたしましては、公共施設等総合計画に基づき、施設の集約と総量の削減に努めます。公の施設については、審議会からの提言で示された方向性を尊重し、各種団体に理解を求め、経営視点に立った総合的な整理を進めます。施設使用料の設定基準を策定し、使用料の見直し作業を行います。市が所有する未利用財産など、積極的な売却を実施し、歳入確保と経費の削減を図ります。

今までの説明を、イメージ図にしたものが2 3ページになります。改革の基本方針の、3つの主要施策を柱としまして、「まちを経営」いたします。

まちの発展を支える足腰の強い財政基盤を築く改革を着実に進めることにより、赤磐市の将来像、「人“いきいき”まち“きらり”」「活力ある、住みよい、

住みたい、赤磐市」を実現することです。

事務局からは以上です。

議長： 今後の方針に対する基本的な考え方を述べてもらいましたが、何か問題点があったら、ご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 17ページの基本理念のところなんですけど、人“いきいき”まち“きりり”とあるんですけど、基本理念はこうするための改革というようにはっきりと打ち出した方が良くはないでしょうか。自治体の自立は、人材育成と財政基盤の確立であると思いますので、足腰の強い財政基盤を築く改革と書かれているんですけど、総合計画をつくっている時なので、特に行革を真に理解してもらうために、創造のための改革であることを市としても理念としてうたった方が良くはないかという気がしました。

それから19ページの基本方針のところなんですけど、行政運営から行政経営ということなんですけど、細かいことなんですけど、3行目の所へ「成果に重点を置いた行政活動を」というところがあるんですけど、ここへ良いかどうかは分かりませんが「費用対効果や」の言葉を入れていただいた方がよりはっきりするかなと思います。行政の一番弱いところなので。

それから基本方針のところで全くの私見で恐縮なのですが、この基本方針がまちを経営するというのは良いのですが、人・組織を育てるというのと、事業・仕組みを見直す、施設・負担を見直す、については少し漠然としすぎているかなという感じがします。例えば意識改革で、職員にも住民にも当たることなんですけど、成果主義とか費用対効果、適正な評価とか人材育成とか。それから順番はバラバラなんですけど官から民へという、これは国から地方へと言っているのなんですけれども、民間活力とか民間人材の活用を積極的に進めるということで、これは当然行政のスリム化に繋がると思います。それから3番目は受益者負担の適正化と書かれていますけれども、これは基本方針のところに書くかどうかは別にして、例えて言えば所得制限の導入を考えるかどうか、それから一部負担、これは施設のところでありましたけど、単なる施設の使用料について一部負担をするだけでなく、福祉にしても何が福祉なのか、本来のあるべき姿。例えばばらまきするのが福祉なのか、無料にこしたことはないんですけど、スイスやスウェーデンなんかはほとんど無料ですが、税金が60%程度取られているわけですから、自分でやっているのと同じことなので、本当に困った人を助けてあげるのが福祉だと思うので、何でもかんでも無料にするのが福祉で果たしていいのかどうか。どうせ税金で支払うわけですから自分が払ってたくさんとれるかどうかの問題なんですけれども、結局、負担は住民に跳ね返ってくるということになっているので、少なくとも全て無料というのは余程の政策目的がある場合は仕方のないことかもしれませんが、

原則としてはある程度の受益者負担をしてもらうのが基本的な考え方、施設だけに限らず福祉にしてもそうだと思います。

そして行政としては当然のことですが、説明責任だとか、住民等との協働とか、ある程度基本方針というからには今書かれている3つのことよりも、もう少し踏み込んで書かれた方がはっきりするのではないかという気がしました。

それからもう1点、21ページ。庁内分権型の予算編成方式を継続しますと書かれていますが、細かくたくさん並んでいますけど、もちろん枠配分方式も一つの方式として悪くはないと思いますが、それぞれの部が市長や財政課と全く同じような考え方をしていれば良いかもしれませんが、やはり先ほど会長がお話しされたように担当部局は自分の仕事を減らしたくないというのが基本的に公務員の体質としてあるような気がしますので、枠配分も良いかもしれませんが、枠配分するにあたって市長のいわゆる思いを受けて実施するのが企画部門、財政部門だと思うので、市長と企画財政部門のリーダーシップをある程度重要な要素として持っておいて枠配分をしてほしいなと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。貴重な意見ですので、しっかり受け止めて訂正するところ、付け加えるところをそれぞれお考えいただきたいと思います。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

委員： 今の意見と私も同じような意見なのですが、今回の主要施策となっておりますけれど、また前回の会でもおっしゃってありましたように、やはりこうした種類の改革の成否というのは職員の意識改革に全てかかっているとは思いますが。今回基本に出ておりますけれど、従来の行政の運営から経営への転換が必要になってくる、これはまさにそのとおりだと私も賛成でございます。

また今委員さんがおっしゃったように、民間並みの費用対効果といいますか、特に民間の場合はコスト意識を強く意識しているのですが、この改革をやるためにもこれがぜひとも必要なので、費用対効果というような文言が入れば更に説得力があるんじゃないかと思います。

また同時にサービスを受ける側の住民サイド、ここも自分で立つという意味の自立、また自らを律するという意味の自律、この2つ。結局、職員の意識改革と住民の「じりつ」この2点が融合してこそ、この改革というものはうまくいくのではないかと思います。この2点をうまく調和させるような文言みたいなもの、住民の「じりつ」というか受益者負担という言葉に表されますけど、何かそういう風なものが入っていたら良いのではないかと思います。

議長： そうですね。役所の意識改革も当然ですけども、住民の意識改革がなければ不可能ですのでぜひそれはどこかの文言で入れていただきたいと思います。

ありがとうございます。他に何かご意見ございませんか。

委員：市の財政の仕組みというのをよく分かっていないのにこんなことを言って良いのか分かりませんが、これからの時代一番大きな問題は超高齢者社会になりますよという中で、医療負担とか介護負担とかこういうことをどうやって解決するのか。市の財政にどう影響しているのかがよく分かっていないので、国あるいは県がやることかもしれませんので、市がやることかどうかもわかりませんが、これをどう克服していくのかということが、私は全体の財政の中では一番大きな問題ではないかと思えます。このことについてこの中でどう触れられているのかということが、見えてこないのではないかと感じました。

議長：今言われたことはおそらく行政の優先順位だと思います。福祉に重点を置くのか、何に重点を置くのかということがこの行革の中の文言からは見えてこないということだと思いますが、そこらあたりの今ご指摘いただいたことについて市の考え方はいかがですか。この基本理念とか方針の中にそうした文言がないんじゃないかということですが、そういうこともご検討していただいて、さらに今言われたようなご意見が反映されるように検討していただけますか。

事務局：ありがとうございます。反映するよう検討して参ります。

議長：他に何かございますか。

委員：重複するかもしれないのですが、やはり行政改革を推進するためには市民の理解と協力が必要だと思います。そのためには受益者負担と言われても何も理解できていないのにそれを受け入れることはできないと思うので、市民の方にも危機感とか具体的なことがわかるように、もう少し分かりやすい内容であった方が良いのではないかと思います。

議長：そうですね。現状の問題点とか、情報の公開をして、これはこうですと大変なのですと、だから協力してください理解してくださいという、そういった説明責任ないし情報の公開というのが前提じゃないといけません、ということです。

なぜ行革なのかとそういった情報を皆さんに知らせてほしい。そういった上で協力が得られるのでないかということですので、ぜひ努力していただきたいと思えます。

委員：皆さんが言われたのと同じで、やはり足を運んで村の方に出てきていただいて丁寧なご説明をしていただくとかしたらより皆さんに分かりやすいと思うし、それをさせていただく時間の確保をしていただけたらと思います。それと、適正で公平さに欠けないような施策を進めていただけたらありがたいと思います。

議長：ありがとうございます。基本理念ができて方針が決まったら地域住民にきちんと顔を向き合わせて説明していただきたいということだろうと思いますが、そういう計画はございますか。作成して報告書にただで終わりといいだけでなく、地域住民の会話とか対話をされる予定は考えられますか。地位住民の理解がなければやれないということですから、その方法論として地元に出かけてい

ってちゃんと現状を説明する、あるいは意見をもらおうと、そういう方法を取られますか、どうですか。

事務局： 内容につきましてはパブリックコメントとか、そういう形でさせていただきますかと思っております。

議長： それで理解できますか。

事務局： なるべく分かるような方式を取らせていただこうかと思っております。

議長： はい、それではまた市長さんとよく相談して一番良い方法を考えていただければありがたいと思いますが、やはり顔と顔、face to face でお話しになった方がより理解がいくと思いますから、そういうことも考えて住民の理解を得るようにしてもらいたいと思います。

委員： 先ほど言われたとおり、市役所の方も大変な時期だということを住民の方に知らせることが大事なかなと思います。私たちも頑張るけど、住民の方もよく見てくださいというPRを色々されたら良いかなと思います。

議長： 行革というのはどちらかというの良い話ではないので、理解を求めるということが一番大切な作業だと思います。したがって住民に対して丁寧な説明、あるいは対話これが欠かせないものですから、ぜひ細かくやっていただきたいと思いません。

他にこの理念と方針について全体を通して何かご意見ございませんか。

先ほど非常に幅広いご意見をいただいたのですが、文学的すぎるので、やはりもう少し読んでわかる、特に行革の理念あたりは文学的な表現よりもむしろどういう方法、方法論で、健全化をしていくかという方法論が見えてこないのですね。例えば今言われたように受益者負担でやりますと、あるいは費用対効果を優先しますといった、どういう方法で改善していくのかという方法論をお述べになった方がより理解がしやすいのではないかと思います。

それから経常収支比率が85%以下にする、なぜ85%でなければならないのかということをしちっと認識したうえで、数字が下になればなるほど良いのですけれど、85%を狙っているということは何を指しているのか、どういうことかということ、数字の話ではなくて数字の持つ意味合いというものを理解しないと。85%いったらそれで良いのですかと、より80%の方がもっと良いわけですから、そうするとなぜ85%なのかということ、それを丁寧に説明しないと、数字だけの話ではないように思います。そういったこともしっかり考えていただいて、どういう行政を目指すのかということが念頭になれば文学的な表現で終わっている部分が非常に多いので、少しその点が心配ですね。色んなところに受益者負担と書いてありますが、もっと大方針の中に受益者負担が出てきても良いのではないかと思います。それとできるだけ数値を入れてお考えいただかないとマネジメントにはならないので人件費の比率はどれほどもっていくというような

ことも数字としては必要なのだと思いますし、市民満足度といっても満足度がどれくらいなのか、それをどれくらいに上げていくのか、そういうことがなかったらただ言葉だけの話になってしまいます。できるだけ数字を念頭に置いて計画を練られないと、綺麗な言葉だけで終わってしまうという心配がありますので、皆さんの意見をいただいたうえで文言なり内容の再検討をお願いしたいと思います。他に何かございませんでしょうか。

事務局： すみません、先ほどの市民の方に発信するということについてですが、こちらの方も行革で前向きに考えていきたいと思っておりますので、またどういった話にするかにつきましては後日皆さんにお知らせしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長： それでは貴重なご意見をいただきましたので、市としてもじっくりそれを検討していただいて、間違いのない形で進めていただきたいと思います。それでは、その他のところで、事務局からお願いいたします。

4 その他 次回の審議会について

事務局： 次回の審議日程案についてご説明させていただきたいと思っております。第3回の審議会の開催日程でございますが10月28日(水)を予定しております。場所は今日と同じ2階第1会議室において13時30分に開催いたします。そのときには大綱の素案を協議させていただきたいと考えております。皆さん恐縮でございますが、ご予約の方をお願いできればありがたいと思っております。

5 閉会